

(参考資料)

「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を経済産業省令によって託送料金に上乗せするのがどうして違法、不当なのかについて

グリーンコープ共同体

皆さん、おつかれさまです。タイトルのように、これまで私たちがこの問題について調べ、検討し、取組んできたことを整理してみました。

一、「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」を経済産業省令によって託送料金に上乗せすることが2017年9月に決定されたことについて。

1. 原子力損害への賠償を行う枠組みは、もともとは原子力損害賠償法（原賠法）と原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（支援機構法）が定めています。ところが、その枠組みをかいぐって、2017年9月に「賠償負担金」が経済産業省令でつくられてしまいました。

(一) 原子力損害への賠償責任は「原子力損害の賠償に関する法律」（1961年）が定めています。そして、2011年3月の東京電力福島第一原発事故（1F事故）のあまりに甚大な被害状況のなか、東京電力からの支援要請を受ける形で、その年の8月「原子力損害賠償支援機構法」（2014年8月に「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に改正）がつくられました。

(1) 原賠法の目的は、第1条「被害者の保護と原子力事業の健全な発達に資する」です。そして、賠償責任は原子力事業者に集中され、無過失責任である〈注1〉こと（第3条）や、その責任は無限であることが定められています。

(2) 2011年の1F事故の被害はあまりに甚大で〈注2〉、東京電力が支援要請し、国会審議の上で8月に支援機構法が成立しました。それ以降、1F事故の損害賠償等の対処はこの法の下に行われています。

(3) 支援機構法の目的は、第1条「原子力事業者が果たすべき要賠償額が賠償措置額（1200億円。原賠法第7条）を超える原子力損害が生じた場合に、その原子力事業者が損害の賠償を行うのに必要な資金の交付等を行うことによって、損害賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉等の運転に係る事業の円滑な運営を確保する」とされました〈注3〉。

(二) 支援機構法の枠組みの下、具体的には、東京電力と原子力損害賠償支援機構（2014年からは原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改称）とが共同で作成する『特別事業計画』（支援機構法第45条ないし第47条）に基づいて、損害賠償その他の1F事故対応や対処が計画、実施されてきています。

(1) 損害賠償について見ると、この間の『特別事業計画』において、要賠償額の見通しは、2011年10月に1兆109億800万円、2012年2月に1兆7,003億2,200万円、2012年4月に2兆5,462億7,100万円、

2013年12月に4兆9,088億円、2017年5月に8兆4,641億7,700万円と増えつづけています〈注4〉。

(2) この見通し額は、原子力損害賠償紛争審査会（原賠法第18条）の出す指針に基づいて算定されています。

(三) こうした要賠償額を東京電力が支払えないとされ、支援機構法では、次のような様々な東京電力への救済援助方法を定めています。

(1) 資金援助（第41条ないし第44条）として、支援機構が東京電力に対して、資金交付、株式引受け、資金の貸付け、社債または約束手形の取得、資金借入れに当たっての債務保証の方法を講ずること。

(2) 『特別事業計画』に基づく特別資金援助を行うものとして、政府が支援機構に対して、国債の交付を行う方法を講ずること（第48条ないし第50条）。

(3) 上の国債交付があっても資金不足を生ずるおそれがあるときは、政府が支援機構に対して、必要な資金の交付を行う方法を講ずること（第51条）。

(4) 支援機構が、東京電力の委託を受けて損害賠償の全部または一部の支払を行う方法を講ずること（第55条）。

(四) 以上にもとづき、今日まで、国債の交付と債務保証を主たる方法として、政府から支援機構及び東京電力に対して、そして、支援機構から東京電力に対しての救済援助が続けられています〈注5〉。

(1) その概略図は〈注6〉のとおりで、東京電力に対する救済援助の内容は次のようになっています。

●『総合特別事業計画（2012）』では、

- ・ 国（政府）から支援機構に対し、国債交付5兆円と債務保証4兆円。
- ・ 支援機構から東京電力に対し、資金交付2.5兆円と株式引受け1兆円。

●『新・総合特別事業計画（2013）』では、

- ・ 国（政府）から支援機構に対し、国債交付9兆円と債務保証4兆円。
- ・ 支援機構から東京電力に対し、資金交付5兆円と株式引受け1兆円。

●『新々・総合特別事業計画（2017）』では、

- ・ 国（政府）から支援機構に対し、国債交付13.5兆円と債務保証4兆円。
- ・ 支援機構から東京電力に対し、資金交付7.9兆円と株式引受け1兆円。

(2) 東京電力はこうした資金援助を受け、それを元手として被害者への損害賠償等を行っています。

(五) 一方この枠組みには、上に記したのとは別に、「原子力事業者〈注7〉は、機構の事業年度毎に、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に対し、負担金を納付しなければならない（第38条ないし第40条。「一般負担金」と呼ばれる）」という定めと、「設定事業者〈注8〉が・・・納付すべき負担金の額は、・・・特別負担金額を加算した額とする（第52条。「特別負担金」と呼ばれる）」というお金の存在があります。

(1) 分かりにくい仕組みですが、これら「一般負担金」や「特別負担金」は「機構の業務に要する費用に充てる」とされていて、損害賠償費用で使われるものではありません。そうかと言って、私たちが普通に理解する「業務に要する費用に充

てる」というものでもありません。支援機構の財務表を見ると分かりますが、支援機構が受け取る負担金に比して、その業務費用は極端に少なく、支援機構は受け取る負担金以上の利益を出して、それを国庫に納付しています〈注9〉。

1) 支援機構の業務は、第35条ないし第37条に「①負担金を収納する、②賠償のための資金援助を行う、③賠償の円滑な実施への相談に与かる、④(事故炉) 廃炉の技術研究をする、⑤(事故炉) 廃炉等積立金の管理をする、⑥(事故炉) 廃炉実施への助言指導をする、⑦(事故炉) 廃炉の情報提供をする、⑧これらの付随業務をする」と定めています。

2) 他方、支援機構の損益計算書を見ると、2018年度で言えば負担金の総額(一般負担金1,630億円+特別負担金500億円=2,130億円)にくらべて業務費用は極端に少なく(それでも30億円近くのお金がかかっていますが)、負担金収入以上の額(2,572億円)が当期利益となって国庫納付されています。

(2) 支援機構法に規定はありませんが、この国庫納付は、国からの資金の救済援助への返還と位置づけられ、それを以って「1F事故への対処は東京電力が責任を負っている。大手電力各社も応分の協力をしている」との説明がされています。しかし、実態に照らせば、それは喧伝にすぎないと思われま

1) 2019年7月に支援機構が発表した説明によれば、「1F事故の対処費用は現時点で総額約22兆円と見積もられる。そのうち約16兆円は東電が責任を持つ。」と記されています。また、「大手電力が4兆円、新電力が0.24兆円を負担する。」とも記されています〈注10〉。

2) しかし、2018年までの8年間に東京電力が納付した一般負担金は約4,076億円・特別負担金は4,100億円、計8,176億円に留まっています。16兆円の返還をするには、単純計算でその20倍の期間、すなわち160年を要します。本当に返還できるのでしょうか。

3) さらに「1F事故対処費用は最終80兆円を超える」という中味の、相当に信頼できる研究発表〈注11〉もあります。そうなった場合、これまで説明されている以上に東京電力が負担を増やし得るのか、それどころか、そもそも、これまでの枠組みが維持できるのか、という問題が発生してきます。

(六) 以上が、私たちに分かっている、原子力発電所事故の被害者への賠償、事故機の廃炉を中心とした対処の枠組みです〈注12〉。「東京電力福島第一原発事故への対処は、原賠法と支援機構法のもと」で進められてきました。

(七) そして2017年9月、こうした枠組みと密接に絡みつつ、一方でこうした枠組みをかいくぐるように逸脱して、新たに「賠償負担金」を託送料金に上乗せすることが省令によって決められていきます。

2. 大事故を起こした1F事故炉と全国にある商用原発に関する原発廃炉を行う費用をまかなう枠組みは、法律によって決められておらず、これまでのところ全て省令によって行われています。それでも2013年までは社会常識に反さない会計として行われてきましたが、それ以降、社会常識を覆す「廃炉会計」制度が作られ、それを維持

するためと称して、2017年9月に「廃炉円滑化負担金」が経済産業省令でつくられてしまいました〈注13〉。

(一) 2013年までの原発廃炉費用をまかなう仕組みは、社会的通念に照らしてごく普通のものでした。それは「事業用に原発を使ってきた原発事業者（電力会社）が自分の責任で廃炉費用をまかなう」というものでした。

(1) どんな事業者も、自分の費用で事業につかってきた施設等を処分します。使わなくなった施設は廃棄処分し、廃棄処分費用は自分でもつこと、それが社会の決まりです。原発についても、電力会社は廃炉を決めた原発施設を廃棄処分し、その費用は、それまでに電気料金に加えて電気利用者からもらって積み立ててきたお金から出していくものでした。積立金で不足すれば、利用者から追加徴収したり、国からお金をもらったりするようなことはせずに、電力会社が特別損失を計上するというものでした。

(2) 2008年に廃炉決定した中部電力浜岡原発1、2号機は、そのような処分と会計がされました〈注14〉。また、大事故を起こした1F事故炉の廃炉も同様の会計処理が行われることになっていました。

(二) その当たり前の廃棄処分に関する会計制度が変えられてきました。

(1) まず2013年の経済産業省の有識者委員会「廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ」による報告書において、「廃炉と発電は一体」なる理屈づけによって、本来特別損失計上すべき廃止原発施設の多くが、その減価償却分を電気料金で回収することを目的として資産化されることになりました〈注15〉。

つまり、中部電力が浜岡原発1、2号機の廃炉決定で行った1、536億円の特別損失計上のようなことを電力会社はしなくてよい、となったという意味です。

(2) さらに2015年委員会報告によって、全ての廃止原発施設が資産となり、使わなくなった核燃料さえ資産に加えられました〈注16〉。こうして、原発廃炉によって電力会社は1円の損失もせず、使わなくなった施設と核燃料が全部資産となって、数十年かかる廃炉作業期間中、その減価償却分を電気料金で徴収し続けられるようになりました。

(3) それまでにも、莫大なお金の投下が必要で、しかもそれが後から明白となっていくことが多い原発については、そうした費用の扱いが事後的に制度化されることが繰り返されてきました。しかし、それにしても、この廃炉会計の捻曲げは、「会計」という社会制度の常識を覆す、大変酷いものでした。もし私たちがこの2013年や2015年にこうしたことを知りえていたら、それはおかしいと声を上げるべきことだったと、今にして思います〈注17〉。

(三) この新たな廃炉会計制度によって、九州電力では玄海1、2号機〈注18〉、中国電力では島根1号機、関西電力では美浜原発1、2号機及び大飯原発1、2号機の廃炉が行われることになっています。

(四) そして2017年9月、この廃炉会計制度の維持を大義名分として、新たに「廃炉円滑化負担金」が託送料金に上乘せすることが省令によって決められることになります。

3. 原発事故損害賠償に係るそれまでの枠組みと絡みつつ、一方でそれをかいくぐるように逸脱して、あるいは廃炉に関して法律が無いのをよいことに、社会通念に反する会計制度をつくり、それを既成事実化するようにして新たに「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」を託送料金に転嫁することが省令化されたことについて、少し詳しく整理してみます。

(一) 2016年秋、経済産業省が、1F事故の対処（損害賠償と事故機の廃炉）のために、託送料金の仕組みを使って新電力へも負担を求める制度の創設検討を行っていることが分かってきました。

(1) 私たちが初めてそれを知ったのは、2016年9月8日の新聞記事〈注19〉でした。今振り返って、この記事は、その後軌道修正されたと思われる2点〈注20〉を除いて、ほぼ正確にその後に展開する事態を報道していました。

(2) 同年冬から2017年2月にかけての各記事も、ほぼ正確にその後の事態を報道しています〈注21〉。

(二) これらについて、政府と経済産業省のもとで、複数の有識者委員会で並行して議論が進められました。

(1) それは大きく三つにまとめられました。一つは、東京電力改革・1F問題委員会による『東電改革提言（2016年12月）』、二つ目は、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革貫徹のための政策小委員会による『電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間取りまとめ（2016年12月に「案」、2017年2月に確定）』、三つ目は、資源エネルギー庁による『自由化の下での廃炉に関する会計制度について（2016年12月）』です。

(2) 『東電改革提言』では、前述の原賠法・支援機構法による事故対処枠組みに沿って、1F事故要賠償額の増加や廃炉と除染・中間貯蔵費見積りの増加に対してどう対応していくかをまとめています。それが2017年5月に東京電力と支援機構が発表した『新々・総合特別事業計画』に反映されました〈注22〉。

これらの中に、賠償費用については「賠償費用の準備不足分を託送料金制度を活用して広く新電力の需要家も含めて負担を求める」ことが記されています。また事故炉廃炉費には「東京電力の送配電部門の合理化分を優先的に充てる〈注23〉」「東京電力は事故機廃炉の積立金を支援機構に積み立てる〈注24〉」、除染費用は「東京電力株式売却益を充てる〈注25〉」、中間貯蔵費用は「予算の調整によってエネルギー特別会計からの財政措置を講じる〈注26〉」と記されています。

(3) 『電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ』では、「原子力事故にかかる賠償への備えに関する負担の在り方」として、「過去分（過去に電気料金原価に算入していなかった原発事故の賠償の備え）を全ての需要者から公平に回収する仕組みをつくる」と記されています。これが、この後「賠償負担金」として制度化されていきます。この「過去分」という理屈については後述します。

また、「廃炉会計制度を維持するため、自由化によって新電力に移行する利用者も過去には原発を利用していただけから同じように回収される仕組みをつくる」と

記されています。これが、この後「廃炉円滑化負担金」として制度化されることとなります。これらはいずれも「例外的な措置」と自認されています。

(4) 『自由化の下での廃炉に関する会計制度について』で、2020年度から小売規制料金が撤廃され（全面自由化）ても、廃炉会計制度にもとづく廃炉費用を徴収しつづけることのできない利用者を出さないために、「規制料金として残る託送料金の仕組みを利用して徴収をできるようにする」と記されています。これが「廃炉円滑化負担金」として制度化されていきます。

(三) これらをもとに、2016年12月の段階で、政府は閣議決定「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」を発表〈注27〉、その後「支援機構法の一部改正の法律案」を発表し、第193国会で、2017年3月から5月にかけてその審議が行われました。「支援機構に事故機の廃炉積立金制度を設ける」とする同法律案は可決されました〈注28〉。

(四) 一方、託送料金に「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を転嫁する制度については、この後の2017年7月に、経済産業省より「電気事業法施行規則等の一部改正〈注29〉に対する意見の募集について」とするパブリックコメント募集が行われました〈注30〉。それに対する多数・多様の反対意見を紋切り型に封ずる応答が9月に同省から発表され、同月末、原案どおりの「経済産業省令第77号」が官報（号外210号）として公布されました〈注31〉。

(五) こうして「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を託送料金に上乗せすることが経済産業省令によって決定されました。

二. 私たちが上の決定をおかしいと考え、取組んできたことを振り返ってみます。

1. 国（経済産業大臣）と大手電力会社に向けて。

(一) 経済産業大臣宛に、2018年3月を皮切りに3回のお尋ねと陳情を届け、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部から回答を受け、それらを踏まえ、2019年5月に一度説明をもらい意見交換をする場を持ちました。現在、年明けにもう一度場を持ってほしいと要請しています。

(1) お尋ねと陳情をした内容は、「①賠償負担金と廃炉円滑化負担金を託送料金に上乗せする根拠とその施行のされ方について。②賠償負担金措置の理由と目的について。③賠償負担金の実額について。④廃炉円滑化負担金措置の説明について。⑤廃炉円滑化負担金の実額について。⑥現在の託送料金の見直しについて。⑦原発のコストについて」の7点です〈注32〉。

(2) これらの根本的な問題は、これらについての根拠も内容も詳細が明らかにされていないことです。調べようとせねば分からない、調べても分からない、聞いても納得できないことが多すぎます。ここからは、負担を課していこうとする国民、電気利用者に正確かつ明確な情報を伝えないでいて、分からないようにしてこれらの負担金を徴収していこうという底意を感じます。

(3) それが、私たち国民すべての支払う電気料金や託送料金に上乗せされて、少なくとも40年間ずっと徴収され続けることとなります。国民生活に必要な不可欠な共通の財産とも言える電気の料金は「透明・公平・公正」でなければならないの

に、こんな風に一方的で不透明な決め方はあってよいと思えません。

- (4) さらに、国民の皆、今を生きる人やその子、孫たち全ての眼前にある東京電力福島第一原発事故への対処と復興や、全国の原発の廃炉と放射能汚染物処理や、これからの電気をどうしていくかという選択のあり方を振り曲げるものだと考えてきました。この2つを決めた委員会の中でさえ、その全ての議事録を読むと、「原発事業者優先のものであり、本来はあってはならないこと。例外的な措置である。国民によく理解をもらえるようにしていかなければならない」と何度も委員から発言があっているにも拘らず、それらは顧みられていません。
- (5) そうしたことを知った私たちは、私たちだけが「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」を払いたくないと言っているのではない、原発を推進してきた人々や会社の責任を明確にして、すべての情報を明らかにした上で、国民皆で考えられるようにしてほしい、とする立場を確認し、経済産業省に再考を求めています(※)。

※ この私たちの立場について、あらためて〈注37(昨年度総会・総代会議決)〉を参照ください。

- (二) 私たちが託送料金を支払っている大手電力会社へも、2016年10月以降、お尋ねと要請を重ねてきました。

- (1) 九州電力とは、2016年10月より、託送料金の中に、なぜ電源開発促進税という、ほとんどが原発事業に充てられる費用が含まれているのか、有価証券報告書にある電気事業営業費と託送料金原価の関係は適切なのか、託送料金を事後的に検証する必要はないのか等について、お尋ねとやり取りを行ってきました。そして、2019年2月、「託送料金に賠償負担金と廃炉円滑化負担金が上乗せされる措置が決まっても、原発事業を営んできた会社として、そうした負担金を新電力会社とその利用者に負担を求めないことについて、真剣に検討を行なってほしい」という要請をお届けし、その協議をお願いしています〈注33〉。
- (2) 関西電力とは、2017年7月より、大飯原発再稼動に伴って電気料金が値下げされる一方で、託送料金が据置きとなるのはなぜなのか、託送料金の内容がどういうものかについて、お尋ねとやり取りを行いました。そして、本年2月、九州電力と同じ要請をお届けし、一度その協議を行ってきています〈注34〉。
- (3) 中国電力へも同じく、本年2月に要請をお届けし、一度その協議を行ってきています〈注35〉。
- (4) 経済産業省との年明けの協議を終えた後、大手電力会社との話し合いは最後まで諦めずに行っていくつもりです。九州電力については、今この件についての場を設ける意志を持ってもらってないので、そこから始めたいと思います。

2. 私たち自身の取組みと話し合い。

- (一) これらのやり取りをはさみつつ、私たちは組合員間で、足掛け三年間、この問題についての話し合いを重ねてきました。そして、節目ごとにその話し合いをまとめ、私たちとしての意思形成を重ねてきました。

- (1) 2017年6月のグリーンコープ共同体総会で、「国会の同意なしに、経済産業大臣の許・認可権に基づき、託送料金(電線使用料)に「福島原発事故の賠償金」や「廃炉費用」などを上乗せし、すべての消費者・国民からこれを強行的に

徴収しようとすることは、民主主義の根本を損なう暴挙です。」とする特別決議を採択しました〈注36〉。

(2) 2019年6月、会員生協総代会とグリーンコープ共同体総会で、「託送料金を問う一原発を無くしていけるために一。託送料金に含まれる問題を無くすために、裁判も辞さず、たくさんの組合員や市民が話し合い、取組んでいきます」とする提案を採択しました〈注37〉。

(二) そして、さまざまなかたちで、この問題についての情報発信を行ってきています。これを粘りづよく続けていくことにしています。

三. 私たちは今、「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」を託送料金に上乗せするのを経済産業省令で決めている措置がどうして違法で不当かということについて、次のとおり整理しています。

1. 私たちは、以下のことから、この措置を違法だと考えています。

(一) 電気事業法が省令に委任できる範囲を逸脱しています。電気事業法は電気事業の基礎で、それが許していないのに勝手に国民負担の料金負担増を、業界の意向、一部での議論、一省庁の思惑と誘導、一大臣の命令などで決めることを許してはいけません。

(1) 私たちからの次の2つの質問に対して、経済産業省はいずれも電気事業法が根拠だと答えています。

(問い) 賠償負担金や廃炉円滑化負担金はおかしい。その措置化は不当です。この負担金を託送料金に上乗せできる根拠はあるのですか。

(答え) 託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサル料金など全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっています。

(問い) 電気事業法をいくら読んでもそんな条文はありません。電気事業法のどの条項がそうした規定ですか。また、このような国民負担を決めるのを法律でなく経済産業省令で決めて良いのですか。

(答え) 電気事業法第18条第1、2、3項です。また、今回の制度化は法律で決めたくなかったのではありません。現行電気事業法の諸規定により経済産業省令でできると判断しています。

(2) 電気事業法は電気事業についての基本法で、電気の安定供給と事業の健全な発展を目的とするものです。その第18条第1、2、3項は次のとおりです。

(第18条第1項) 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び発電量調整供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(同第2項) 一般送配電事業者は、前項の許可を受けた託送供給等約款(第5項もしくは第8項の規定による変更の届出があったとき、又は次条第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの)以外の供給条件により託送供給等を行ってはならない。ただし、その託送供給等約款により難

い特別の事情のある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（同条第2項の規定による変更のあったときは、その変更後のもの）により託送供給等を行うときは、この限りでない。

（同第3項）経済産業大臣は、第1項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 第1項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四 一般送配電事業者または第1項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項ならびに電気計器及び工事の費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

（3）経済産業省が言わんとするのは、「送配電に要するものでなくとも公共のための適正な費用と認められるものを含む託送料金であれば、それを認可する。そうしたら有効な託送料金となる。」というようなことだと推察できます。ここでは中味は関係なく、「適正な費用」という根拠があれば認可するという考えなのでしょう。

（4）そして、その根拠として挙げているのは以下のものです。

① 主たるものは、2017年2月有識者委員会『電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間取りまとめ』による議論と結論

② 2016年12月20日閣議決定『原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針』

③ 2017年4～5月第193国会での答弁

第一段階の電気小売自由化に向かう1999年12月に電気事業審議会基本政策部会料金制度部会がまとめた『報告（制度答申）』〈注38〉

④ 2017年7月『省令（電気事業法施行規則等の一部）改正』パブコメ

（5）したがって、今回のようなやり方で託送料金に「随意に新たな負担金を入れ込む」ことが果たしてできるのかを、これらを見て確かめる必要があります。その点、私たちは、これらを含む経産省や国からの説明資料、委員会や国会の議事録類、関係法令の概説、報道記事類、大手電力会社の有価証券報告書を主とする電気料金及び託送料金の会計報告類、原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの諸報告についてのこれまでの調査や、経産省や大手電力会社とのやり取りを振り返ってみて、今回の措置は、次のように、手続きと内容の両面から違法であると考えています。

1) ①の委員会決定は、自らが議論決定した“政策”を所与の前提とし、そのための“制度”を議論決定するという論理手続き上の大失敗をしているものです。

法律や上位決定からの授権や附議がなければ本来決められない「原発の事

故賠償の不足分を国民が負担する」や「原発の廃炉の円滑化を国民負担で行う」といった国民の権利義務を左右する内容の“政策”を議論決定し、自らが決めたその“政策”を所与の前提として、同じ委員会で、その“政策”を具体化・実現化する方法であるところの「事故前に確保していなかった賠償の備え（過去分）を遡り請求するやり方で、過去原発を利用した需要家からも託送料金として回収する」とか「廃炉会計制度の維持のため、自由化が進展する状況下、過去原発を利用した需要家からも託送料金として回収する」という“制度”を議論して決めた、という過ちをしています〈注39〉。

- 2) ①の議論にあたって、経済産業省は、この世に存在しない「一般負担金の過去分」なるものを捏造し、かつ、他に3点で議論を悪誘導し、錯誤させて、あってはならない決定をもたらしています。

経済産業省は委員会に「賠償負担金」制度を決めさせる前提として、まず①それが東京電力福島第一原発事故の賠償金のために必要だという誤認をさせ、②この世に存在しない「（原賠・廃炉等支援機構法の）一般負担金の過去分」なるものを捏造し、③この制度が自由化の進展に対応するものであるかの誤認をさせ、④実現できるはずの無い「原発の公益電源」的な位置づけの幻想を振りまいて、委員会の検討を悪誘導しています〈注40〉。

- 3) ①でつくられた“制度”の前提とされた「一般負担金の過去分」という考えは2016年の経済産業省によって捏造されたものです。

法に定める「一般負担金」と異なる「一般負担金」の概念のもと、これまでにあった「過去分」の悪例（使用済燃料再処理等既発電費）を詐術のために参照させ、それによって、この世に存在することの無い「一般負担金の過去分」なる考えが捏造されました〈注41〉。

- 4) ①の賠償負担金額の算定が根拠をもっていないこと、そして廃炉円滑化負担金額は白紙委任の状態で幾らになるか目処も立たないことがあります。

「賠償負担金」額2.4兆円を算出した根拠とされている、現在の「一般負担金年度総額」1,630億円がなぜ1,630億円であるかの根拠をもっていない。そして「廃炉円滑化負担金」額は白紙であり、かつ幾らになるかその目処も立たないものです〈注42〉。

- 5) 2016年9月の①の設置から今日まで、電気料金・託送料金の最大原則である「透明・公平・公正」が損なわれ続けてきたこと。

2016年9月に①が設置されるまで、その進行過程、それが『中間取りまとめ』された後、2017年9月経済産業省令第77号として決定されるまで、その後現在にいたるまで、「2つの負担金を託送料金に転嫁する」という制度の既成事実化の進行によって、電気料金・託送料金の最大原則である「透明・公平・公正」を損なわれてきていることがあります〈注43〉。

- (二) 1F事故の対処に関わる法律体系が振り曲げられます。事故の対処が終わっていないのに終わったものとされるような時がもたらされるかもしれません。六年前から、原発廃炉についてだけ、法律に一切よらず特殊な原発事業者優遇の措置が始まりました。その既成事実化を止めないと大変なことになります。

- (1) 1 F 事故に係る現在の法律スキームが振り曲げられ、被害者への適切な補償が切り縮められ、切捨てられ、終わってないのに終わったものとされるような時がもたらされる恐れがあります。水俣病被害者に対して国と企業が行ってきた歴史もそうしたものでした。
- 1) 被害者への賠償をきちんとやるためには、必要であれば原賠法第16条に基づいた措置を考えることもできたはずです〈注44〉。
 - 2) その延長の思考として、支援機構法第68条に基づく措置もできたはずですし、あるいは支援機構法第38ないし第40条にある「一般負担金」に関わる内容を改正し、賠償にきちんと向かうこともできたはずです〈注45〉。
 - 3) それを行わず、経済産業省令によって2つの負担金を託送料金に上乗せするという行政行為がなされ、これによって支援機構法附則第6条が蔑ろにされていくこととなります〈注46〉。
 - 4) 経済産業省令で2つの負担金を託送料金に上乗せすることを決めて、それで済ませていくことは、1 F 事故への誠実かつ適切な対応をしないことを予定するもののように思えます。その誤りを正し、事故賠償と廃炉、汚染水問題、除染、中間貯蔵として負うべき内容を明白にして、その遂行と福島復興を国民が見守り進められるようにすべきです〈注47〉。
- (2) 廃炉にかかる法律が作られないまま、原発の廃炉に伴って、国民から原発事業者への財産の不当な転移を行う制度づくりが進められています。今般の「廃炉円滑化負担金」制度によって、それが既成事実化されることに必ずつながります。それを今止めないといけないと考えます〈注48〉。
- 1) 原発の廃炉は本当にたいへんな事業です。発電が止まってから30年から40年もの間、事故や放射能漏れに注意をしながら解体の仕事をし、300年から400年もの間放射性廃棄物の監視を行い、数十万年の間それが管理されねばなりません。そして、まだ私たちの社会はそれを始めたばかりなのです。
 - 2) 膨大な費用がかかることは明らかです。だから、電力会社はそれに備える費用を電気料金に含めて徴収してきました。そして、もしそれが不足しても、電気利用者から追加徴収したり、国に何とかしてほしいと泣きついたりはず、電力会社が自らの責任で対応していました。つい最近までは、そうした社会の当然のルールが、当たり前のこととして行われていました。
 - 3) それが突如、これも2013年と2015年の経済産業省令によって振り曲げられていました。「廃炉会計」制度と称され、廃止する原発施設と核燃料を資産と扱って、電力会社はお金を出さず、その償却のお金を数十年間かけて国民からお金を徴収し続ける制度です。これが決まる時点で気がついておけば、こんなおかしい制度に反対すべきでした。それは、国民の富が電力会社に一方的に転移するものだからです。これこそ、国民負担を法律に基づかず押し付ける命令でした。
 - 4) 「廃炉円滑化負担金」は、自由化が進むなか、この「廃炉会計」制度の維持のために作る制度とされています。これによって、電力会社の原発の廃炉は国民負担で行うことが既成事実化されていきます。それは止めねばなりません。

2. 以上の違法性に加えて、次の不当性があると私たちは考えています。不当なことは不当と声をあげて、なくしていく努力を続けたいと思います。

(一) 原発の真のコストと負担がどうなっているかは今でも闇の部分が増えています。それを更に助長することになります。原発を優遇して実は国民負担にさせているコストを明らかにせず、「原発は安価だから国民生活になくてはならない」といった喧伝を止めさせないといけません。

経済産業省令で2つの負担金を託送料金に上乗せすることを決めて、それで済ませていくことは、原発の真のコストと、そのコストを誰がどう負担しているのか、国民は実は原発にどれだけの負担を持たされているかといったことを、さらにまた分からなくさせてしまいます。それによって、電気事業法第18条が歪められ、最大原則であるところの電気料金・託送料金の「透明・公平・公正」が無くされていきます〈注49〉。

(二) こうしたことの積み重ねが、当たり前前の社会を損なっていくことになります。私たちは、こうした透明・公平・公正でないことをおかしいと考え、それに立ち向かいたいと思います。子どもたちにそう言えるようにしたいと思います。

責任を取るべき者が責任を取らず、不公正がまかり通ることになる。透明、公平、公正な電気料金と託送料金が、国民の願い。情報公開がされ、民主主義が実体化すること必要。そして、原発は必要なのかについて、国民皆で判断できるようにする必要があります〈注50〉。

以上